

【第一期公共施設再生実施計画（案）の概要】

目標	1、公共施設の質・サービス・利便性の向上 2、公共施設再生のための財政的取組の推進 (数値目標:平成57年度までに総延床面積12%削減)	
再生等の施設 の方向付け	複合化	東公民館、文庫山学園、西公民館、郷土資料館、市民会館※ (仮)東地区複合施設(旧市民病院施設) 西総合会館
	機能集約	舞鶴幼稚園、西乳児保育所、浜団地、田中団地、行永東町団地、上安団地 機能集約施設 三宅団地
民間等処分	廃止	老人憩いの家・舞鶴公園集会所、柔道場(北吸) ⇒改修は行わず耐用年数経過後に取り壊し
	民間等処分	東乳児保育所等旧保育施設、旧岡田上小学校等閉校施設など ⇒公共的団体や民間事業者への譲渡又は貸付
第1期対象施設の 再生措置後の延床 面積の変動等	平成24年4月…317,521㎡ 平成38年3月…300,941㎡ 削減面積…16,580㎡(5.22%) コスト削減額(延床面積ベース) …約86億6千万円	
具体的な財政的取組	◆施設利用料金の適正化 ◆未活用資産の積極的処分 ◆施設の利用促進 ◆基金の創設 など	

※文化ホール機能のあり方は平成28年度に再検討

市では、将来にわたり、限られた財源で効率的・効果的に公共施設を維持・運営していくため、施設の再生に取り組むべき優先度の高いものを第一期(平成28〜37年度)の対象施設とし、再生等の方向付けを明らかにする「第一期公共施設再生実施計画」の策定に取り組んでいます。

このたび、計画(案)がまとまりましたのでパブリック・コメントの手続きを行います。

継続制度(市民意見提出制度)に基づき、市民の皆さんから意見を募集します。概要は左表のとおり。

持続可能な施設運営に向けて 第一期公共施設再生実施計画 (案)にご意見を

◆募集期間
1月4日(月)〜2月4日(木)

◆計画(案)の公表場所
資産活用課 市政情報コーナー、西支所、加佐分室、各公民館、大浦・城南会館、東・西図書館で閲覧できます。市ホームページにも掲載。

◆提出された意見の取り扱い
提出された意見などを考慮して実施計画を作成。また、意見の概要と意見に対する市の考え方を整理し公表します。(氏名などは公表しません)

◆詳しくは、資産活用課(☎66・1045、FAX62・9891)へ。

『高浜発電所に係る舞鶴市住民説明会』の 質問等に対する回答を公表

昨年11月2日に開催した『高浜発電所に係る舞鶴市住民説明会』における説明内容に対して、市民の皆様から多数の質問等をいただきました。

質問等に対する国および関西電力、京都府、市の回答を次の場所で公表しています。また、市ホームページでも閲覧可能です(<http://www.city.maizuru.kyoto.jp/>)。右のコードからもアクセスできます。



◆閲覧可能場所

危機管理・防災課、企画政策課、市政情報コーナー、西支所、加佐分室、東・南・中央・西公民館、大浦・城南会館、東・西図書館

◆質問者への回答

質問等をいただいた82人には郵送で回答しました。

【高浜発電所に係る舞鶴市住民説明会の内容】

- ◆エネルギー政策における原子力発電について [資源エネルギー庁]
- ◆規制基準に適合した原子力発電所の安全性について [原子力規制庁]
- ◆高浜地域における原子力防災について [内閣府]

▶詳しくは、危機管理・防災課(☎66・1089)へ。

マイナンバー制度 個人番号カードの交付が始まります!



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

◆マイナンバーとは

マイナンバーとは、一人ひとり異なる12桁の番号で、個人が特定されないように住所や生年月日などとの関係のない番号が割り当てられ、社会保障・税・災害対策の分野で利用されます。

◆個人番号カード

希望される方には、平成28年1月から申請により交付されます(初回の交付手数料は無料)。表面には顔写真、氏名、性別、生年月日、住所など。裏面には個人番号、氏名、生年月日などが記載されます。

《個人番号カードのイメージ》



◆個人番号カードの交付申請

①申請方法

平成27年11月から各世帯へ送付された「通知カード」の入った封筒に個人番号カードの交付申請書が同封されています。交付を希望される人は、申請書に必要事項を記入・押印し、顔写真を貼り付けた後、返信用封筒に封入して返送ください。また、スマートフォンやパソコンを利用したオンライン申請もできます。※申請から交付までに相当の日数を要する可能性があります。

②申請後に交付通知書が届いたら

市から申請者宛てに「交付通知書(はがき)」を郵送します。届いたら、交付通知書に必要な書類を添えて持参し、指定された交付場所(市民課か西支所市民・年金係)で手続きを受け取りの際に暗証番号を設定していただきます。

▼詳しくは、市民課(☎66・1001)へ。

土曜日も「個人番号カード」が受け取れます(事前予約制)

1月23日から 第2・第4土曜日に専用窓口を開設

市では、次の日程で「個人番号カード」交付専用窓口を開設します。利用を希望する人は各開設日の予約締切日までに電話か市民課窓口で予約をお願いします。

【開設日と予約締切日】

開設日	予約締切日
1月23日(土)	1月21日(木)まで
2月13日(土)	2月10日(水)まで
2月27日(土)	2月25日(木)まで
3月12日(土)	3月10日(木)まで
3月26日(土)	3月24日(木)まで

※いずれも受付時間は、平日の8時30分〜17時15分

【開設時間】 9時〜17時

【場所】 市民課(市役所本庁1階)

【問い合わせ先】 同課(☎66・1001)

【注意事項】

個人番号カード以外の手続き(住民票などの証明発行や転居等異動届)はできません。



【平日の取り扱い】

平日は「交付通知書(はがき)」に指定されている場所(市民課か西支所市民・年金係)で交付します。事前予約は不要。受付時間は8時30分〜17時。

- ▶マイナンバーに関する問い合わせは、全国共通ナビダイヤル(0570・20・0178)へ。
- ▶通知カード・個人番号カードに関する問い合わせは、市民課(☎66・1001)へ。
- ▶マイナンバー制度に関する問い合わせは、総務課(☎66・1044)へ。